

確認検査手数料

別表1

建築物 床面積の合計(㎡)	確認	中間検査	完了検査 (中間検査あり)	完了検査 (中間検査なし)
50以下(4号及び型式) ※構造審査が必要なものを除く	20,000	18,000	17,000	20,000
50超100以下(4号及び型式) ※構造審査が必要なものを除く	23,000	22,000	21,000	23,000
100超200以下(4号及び型式) ※構造審査が必要なものを除く	29,000	23,000	23,000	25,000
200超500以下(4号及び型式) ※構造審査が必要なものを除く	44,000	38,000	41,000	44,000
50以下(戸建かつ2号)	25,000	20,000	20,000	22,000
50超100以下(戸建かつ2号)	36,000	23,000	24,000	26,000
100超200以下(戸建かつ2号)	40,000	28,000	32,000	34,000
50以下(上記以外)	35,000	25,000	27,000	30,000
50超100以下(上記以外)	46,000	32,000	34,000	36,000
100超200以下(上記以外)	51,000	35,000	38,000	40,000
200超500以下	62,000	43,000	46,000	49,000
500超1,000以下	82,000	46,000	58,000	61,000
1,000超2,000以下	110,000	60,000	79,000	80,000
2,000超3,000以下	160,000	120,000	140,000	150,000
3,000超5,000以下	180,000	140,000	160,000	170,000
5,000超8,000以下	240,000	160,000	180,000	190,000
8,000超10,000以下	300,000	180,000	210,000	220,000
10,000超20,000以下	360,000	210,000	250,000	260,000
20,000超50,000以下	430,000	250,000	300,000	310,000
50,000超	個別協議	同左	同左	同左

建築設備		確認	中間検査	完了検査
当社確認の 建築物に設 置するもの	昇降機	24,000	—	36,000
	型式部材等製造者認証取 得昇降機(ホームエレベ ータなど)	15000 (12,000)	—	28000 (12,000)
	小荷物専用昇降機			
昇降機 (上記以外)	昇降機	34,000	—	36,000
	型式部材等製造者認証取 得昇降機(ホームエレベ ータなど)	25,000	—	28,000
	小荷物専用昇降機			

注1. カッコ内は建築確認申請と併願する場合と建築物の完了検査と同時に完了検査を受ける場合の料金

注2. 既存建築物にエレベーターを設置する場合で、構造計算が必要となる場合は構造審査料として20,000円を加算する。

工作物	確認	完了検査
高さ4.00m以下	22,000	25,000
高さ4.00m超10.00m以下	30,000	28,000
高さ4.00m超20.00m以下	50,000	38,000
高さ20.00m超	100,000	58,000

備考

- ・計画変更については、対象床面積の1/2を対象とする。
ただし、当社以外で確認を受けた建築物については、建築物全体の床面積を手数料の対象とする。
- ・用途変更については申請面積が対象となる。ただし、既存不適格建築物への既存遡及が生じる場合は建築物全体を対象とする。
- ・改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えについては、対象床面積の2分の1が対象床面積となる。
(当社で確認及び完了検査を受けた建築物に限る。)
また、当社以外で確認を受けた建築物については、建築物全体の床面積を手数料の対象とする。
- ・増築については、申請面積を手数料の対象とする。(当社で確認及び完了検査を受けた建築物に限る。)
当社以外で確認を受けた建築物については、既存不適格建築物への遡及適用がある場合には既存分を含み、建築物全体の床面積が手数料の対象となる。
- ・当社で検査を行ったもので、再検査の対象となった場合においては、当初検査手数料の1/2を手数料の対象とする。
- ・完了検査時に「追加説明書」を必要とする場合にあっては、計画変更申請手数料を準用する。
- ・仮使用認定を受けた建築物の完了検査手数料は、仮使用部分を除いた床面積を対象とする。
ただし、建替の場合で、既存建築物の除却等が検査の対象となる場合、完了検査の対象となる床面積に応じた手数料の1/2を手数料の対象とする。
- ・「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の適用を受ける建築物の完了検査手数料は、別表1に掲げる完了検査手数料の3割増とする。
(減額)
 - ・FDIによる申請の場合 2,000円減
 - ・2,000㎡～10,000㎡で平屋のもの 20%減
- (増額)
 - ・階数と高さ 3階以上の特殊建築物は10%増となる。
 - ・天空率 4号建築物5,000円 その他10,000それぞれ加算される。

避難安全検証法

床面積の合計(㎡)	階避難安全検証法	全館避難安全検証法
2,000以下	¥80,000	¥100,000
2,000超～5,000以下	¥100,000	¥120,000
5,000超～10,000以下	¥130,000	¥150,000
10,000超～50,000以下	¥150,000	¥170,000
50,000超～100,000以下	¥170,000	¥190,000
100,000超～200,000以下	¥190,000	¥210,000
200,000超	別途協議	別途協議

- ・大阪府及び兵庫県福祉のまちづくり条例の適用を受ける建築物は下表の手数料を加算する。

床面積の合計(㎡)	加算手数料
500以下	¥10,000
500超～2,000以下	¥20,000
2,000超	¥30,000

調整手数料

- ・構造計算適合性判定を受ける建築物の場合 下表の調整手数料を加算

規模(㎡)※1	～200㎡	～500㎡	～1,000㎡	～2,000㎡	～10,000㎡	～50,000㎡	50,000㎡超
調整手数料	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	80,000円	100,000円	個別協議

※1 構造計算適合性判定対象床面積の合計規模(複数棟の場合、構造上の棟単位)

(注1) 超高層建築物については、規模に関わらず¥40,000/棟とする。(計画変更の場合も同様)

(注2) 超高層建築物に工作物を設ける場合、¥40,000/件を工作物申請手数料に加算する。

審査手数料

・許容応力度等計算(ルート2計算)の審査による場合、下表の審査手数料を加算

<ルート2基準審査加算手数料>(構造上の棟単位)

規模(m ²)※1	~200m ²	~500m ²	~1,000m ²	~2,000m ²	~10,000m ²	~50,000m ²	50,000m ² 超
加算手数料	50,000円	70,000円	100,000円	120,000円	150,000円	200,000円	300,000円

※1 ルート2基準審査対象床面積の規模(複数棟の場合は、構造上の棟単位)

・特定天井、限界耐力計算法、エネルギー法、告示免震法、耐火性能検証法の場合、以下の表による。(棟単位)

規模(m ²)	~2,000	~10,000	10,000超
加算手数料	¥40,000	¥70,000	¥100,000

・令第46条第1項の建築物以外の木造建築物(木質フレーム構造など。)の場合、一律¥30,000/棟を加算する。

遠隔地検査料

別表2

兵庫県			京都府			奈良県							
	神戸市	0	相楽郡	久世郡	久御山町	3,000	生駒郡	生駒市	3,000 ※1				
	芦屋市				八幡市					奈良市			
	西宮市			乙訓郡	大山崎町					斑鳩町			
	尼崎市				長岡京市			平群町					
	宝塚市				南山城村	5,000		三郷町					
	伊丹市				笠置町			安堵町					
	川西市				精華町			王寺町					
		和束町	河合町										
加古郡	稲美町	3,000	綴喜郡	木津川市	5,000	北葛城郡	広陵町	5,000					
	播磨町			井手町			上牧町						
	三田市			宇治田原町			大和郡山市						
川辺郡	猪名川町						香芝市						
	明石市	5,000		京田辺市	8,000		五條市	5,000					
	三木市			城陽市			桜井市						
	加古川市	12,000	船井郡	宇治市	15,000	磯城郡	明日香村	5,000					
	加西市			京都市			高取村						
	小野市			向日市			川西町						
	篠山市			京丹波町	三宅町								
	加東市			南丹市	田原本町								
	西脇市			亀岡市									
	たつの市	18,000	与謝郡	伊根町	25,000		大和高田市	8,000					
	姫路市			与謝野町			橿原市						
	高砂市			宮津市			葛城市						
揖保郡	太子町			京丹後市			御所市						
神崎郡	福崎町	18,000		舞鶴市	25,000	奈良市	(旧)月ヶ瀬村	12,000					
	市川町			綾部市			(旧)都祁村						
	神河町			福知山市									
多可郡	多可町	18,000				山辺郡	山添村	8,000					
	朝来市						25,000					吉野郡	大淀町
	丹波市												吉野町
	淡路市	25,000					下市町	12,000					
	洲本市						黒滝村						
	南あわじ市						曾爾村						
美方郡	新温泉町	25,000				宇陀郡	御杖村	12,000					
	香美町						宇陀市						
	豊岡市	25,000				吉野郡	東吉野村	25,000					
	養父市						川上村						
	宍粟市						十津川村						
佐用郡	佐用町	25,000					天川村	25,000					
赤穂郡	上郡町						上北山村						
	相生市						下北山村						
	赤穂市						野迫川村						

※1 月ヶ瀬、山添村、都祁村は除く

和歌山県			滋賀県			
	橋本市	3,000		大津市	6,000	
伊都郡	九度山町	5,000		草津市		
	かつらぎ町			高島市		
	紀の川市			東近江市		
	岩出市			近江八幡市		
伊都郡	高野町	18,000	蒲生郡	安土町	12,000	
海草郡	紀美野町					竜王町
有田郡	有田川町			日野町		
	湯浅町			愛知郡 愛荘町		
	広川町					甲賀市
	海南市					湖南市
	有田市					野洲市
日高郡	由良町					栗東市
	日高町					守山市
	美浜町					
	印南町				彦根市	
	みなべ町				米原市	
	日高川町				多賀町	
	御坊市		犬上群	由良町	20,000	
				豊郷町		
東牟婁郡	那智勝浦町	30,000				
	太地町					
	古座川町					
	串本町					
	新宮市					
西牟婁郡	すさみ町					
	上富田町					
	白浜町					
	田辺市					

仮使用認定手数料

※確認が当社以外のものについては、引受しない場合がある。

別表3

対象床面積	当社確認の場合	他社確認の場合
50㎡以下(戸建かつ2号)	35,000	52,000
100㎡以下(戸建かつ2号)	42,000	63,000
100㎡超100㎡以下(戸建かつ2号)	52,000	78,000
50㎡以下(上記以外)	50,000	75,000
100㎡以下(上記以外)	59,000	89,000
100㎡超200㎡以下(上記以外)	66,000	99,000
200㎡超500㎡以下	74,000	111,000
500㎡超1,000㎡以下	96,000	144,000
1,000㎡超2,000㎡以下	110,000	165,000
2,000㎡超3,000㎡以下	137,000	205,000
3,000㎡超5,000㎡以下	170,000	250,000
5,000㎡超8,000㎡以下	210,000	360,000
8,000㎡超10,000㎡以下	240,000	315,000
10,000㎡超20,000㎡以下	320,000	480,000
20,000㎡超50,000㎡以下	400,000	600,000
50,000㎡超	個別協議	個別協議